

商慣習法 No.9 ACCC

某日系メーカーの元従業員は、一定以下の値段では自社のデジカメを販売しない様小売店に伝えました。また、小売店が従わない場合は取引を停止すると伝えました。且、口頭のみならず文書でメーカーの元従業員は小売店と合意書を交わしました。

ACCC の調べに対して元従業員は小売値を吊り上げる様指示した事を認めました。メーカーは直ちに商慣習法のコンプライアンスを社内で実施致しました。また、小売店に対して違法行為を犯した事を認め謝罪を致しました。

本件の注目すべき点は違法行為が発生したのは企業買収前、つまり子会社化する前の事でありましたが、発覚したのは買収後でありました。

本件で学ぶ事は、買収前に対象企業の商慣習を遵守する為のガバナンス有無を確認をすべきであったにも拘らずこの日系企業はそれを怠る事があります。

企業ホーム・ページ及び企業広告の弁護士認証をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所